ふりがな	用語	解説	関連用語
いじほしゅう ひ	維持補修費	地方公共団体が管理する公共用施設等の効用を保全する ための経費	性質別分類
いぞんざいげ ん	依存財源	収入に当たって国・県の関与を受けるもので、国・県の意思 により定められた額を交付したり、割り当てられたりする収 入をいう (地方交付税、国庫支出金、県支出金、地方債 等)	(自主財源)
いちじかりい れきん	一時借入金	地方公共団体が一会計年度内において、支払資金の不足 が生じた場合に借り入れる金銭	
いっぱんかい けい	一般会計	地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅して、計 上した会計で、特別会計で計上される以外のすべての経理 を処理する会計	
いっぱんざい げん	一般財源	財源の使途が特定されず、どのような経費にも使用することができる収入 (地方税、地方譲与税、地方交付税等)	(特定財源)
えいせいひ	衛生費	住民が健康にして衛生的な生活環境を保持するのに要す る経費(各種予防、環境衛生、汚物清掃、火葬等)	目的別分類
かしつけきん	貸付金	地方公共団体が直接あるいは間接に地域住民の福祉増進 を図るための現金の貸付けに要する経費	性質別分類
ぎかいひ	議会費	議会の運営・活動等に要する経費	目的別分類
きぎょうかい けい	企業会計	当該事業に係る経費を使用料等の収入でまかない住民 サービスを提供するための特別会計で、地方公共団体の経 営する企業を指し、地方公営企業法が適用される(伯耆町 水道事業会計)	
ききん	基金	地方公共団体が条例の定めるところにより、設けられた資金又は財産で、2種類に大別される(1)特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置されるもの(積立型)(2)特定の目的のために定額の資金を運用するために設置されるもの(運用型)	
きさい	起債	地方公共団体が資金調達のために負担する債務(地方債) を起こすことで、その返済は一会計年度を超えて行われる	
きさいせいげ んひりつ	起債制限比率	地方債は後年度に財政負担を残すものであるから、一定の 算定方法により求めた比率において、一定以上の比率と なった地方公共団体の地方債を起こすこと(起債)を制限す るためのもの 起債制限比率の過去3年間の平均が20%以上の団体 については原則として地方債の一部が許可されない	
きじゅんざい せいきぼ	標準財政規模	各地方公共団体における一般財源の標準的規模を示すもの の 赤字額が標準財政規模の20%以上になると、財政再 建計画をたて、財政の再建を行う場合でなければ地方債を 発行することができない等、財政運営上の指標算定等に活 用される	
きじゅんざい せいしゅう にゅうがく	基準財政収入額	普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の算定方法により求めた額	(基準財政 需要額)
きじゅんざい せいじゅよう がく	基準財政需要額	普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が合理的、かつ、妥当な水準における行政を行い、または施設を維持するための財政需要を一定の算定方法により求めた額	(基準財政 収入額)

ふりがな	用語	解説	関連用語
ぎむてきけい ひ	義務的経費	地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられ、任 意に節減できない経費で、きわめて硬直性の強い経費 (人件費、扶助費、公債費)	(任意的経費)
きょういくひ	教育費	教育委員会が管理する学校教育のほか、教育全般にわたる事務又は事業に要する経費(幼·小·中·高、図書館、体育施設、文化財等)	目的別分類
ぎょうせいこ すとけいさん しょ	行政コスト計算書	年度内に実施された地方公共団体の活動実績に関する情報をコスト情報の形で把握することを目的に作成されたもの企業会計における「損益計算書」に相当する	(バランス シート)
くりだしきん	繰出金	一般会計と特別会計又は特別会計相互間において支出される経費(各会計の赤字補填の目的のために支出されるもの等)	性質別分類
けいいじょう いっぱんざい げん	経常一般財源	毎年度連続して経常的に収入される財源のうち、その使途 が特定されず自由に使用しうる収入	(経常特定 財源)
けいしきしゅう し	形式収支	歳入決算総額から歳出決算総額を単純に差し引いた額、すなわち歳入歳出差引額をいう(歳入決算額 - 歳出決算額)	
けいじょうしゅ うしひりつ	経常収支比率	地方公共団体の財政構造の弾力性を測定する比率で経常的経費に経常一般財源収入がどの程度消費されているかを示す指標 (経常的経費 - 経常特定財源収入) ÷ 経常一般財源収入 ×100% 75%程度が妥当と考えられ、80%を超えるとその地方 公共団体は弾力性を失いつつあると考えられる	
けいじょうてき けいひ	経常的経費	年々、経常的に支出される経費で、地方公共団体が行政活動を行うために必要な一種の固定的経費をいう (人件費,維持補修費 等)	(臨時的経費)
けいじょうてき しゅうにゅう	経常的収入	毎年度継続的に、しかも安定的に確保できる見込みの収入 (地方税、継続的な国庫支出金等)	(臨時的収入)
けいじょうとく ていざいげん	経常特定財源	経常的収入のうち使途の特定されている収入 (継続的な国庫支出金、使用料等)	(経常一般 財源)
けっさんとうけい	決算統計	地方公共団体の決算に関する統計で、予算の執行を通じて 地方公共団体がどのように行政運営を行ったかをみるため の基礎となるもの 地方財政全体の毎年度の執行結果を表すものとして、 最も基本的かつ重要な統計のひとつ	
げんざいいき きん	減債基金	歳入の減少等に関係な〈支出しなければならない義務的経 費である公債費の支出を計画的に行うために積み立てたも の	
こうさいひ	公債費	地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金及び一時 借入金利子の合計額	性質別分類 目的別分類
こうさいひひりつ	公債費比率	経常一般財源総額に占める地方債の元利償還金に充当された一般財源の割合(地方債の元利償還金が一般財源に占める割合)を示す指標 この数値が高いほど、市独自の政策的予算は減少し、 将来の住民への負担を強いることとなり、財政構造の弾力性を圧迫することとなる	
さいがいふ きゅうひ	災害復旧費	災害によって生じた被害の復旧に要する経費	目的別分類
さいがいふっ きゅうじぎょう ひ	災害復旧事業費	災害によって生じた被害の復旧に要する経費	性質別分類

ふりがな	用語	解説	関連用語
ざいせいちょ うせいききん	財政調整基金	地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てたもので、経済の不況等により大幅な税収減に見舞われたり、災害の発生等により思わぬ支出の増加を余儀なくされるような場合に活用	
さいぜいりょく しすう	財政力指数	地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3か年間の平均値 指数が1に近い団体ほど、財源に余裕があり、1を超えると普通交付税の不交付団体となり、標準的な水準以上の 行政を行うことができる	
じしゅざいげ ん	自主財源	地方公共団体が自主的に収入しうる財源 (地方税、使用料、手数料、財産収入等)	(依存財源)
じっしつしゅう し	実質収支	歳入歳出差引額(形式収支)から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した決算額 地方公共団体の財政運営の良否を判断する重要なポイン トであるが、地方公共団体は営利を目的として存立するものでない以上、黒字の額が多いほど財政運営が良好であるとは判断できない	
じっしつしゅう しひりつ	実質収支比率	標準財政規模に対する実質収支額の割合を示す指標 経験的には概ね3~5%程度が望ましい 実質収支が赤字の場合、標準財政規模の20%以上にな ると、財政再建計画をたて、財政の再建を行う場合でなけ れば地方債を発行することができない	
しょうこうひ	商工費	いわゆる第二次産業及び第三次産業の振興対策を主たる 目的として支出する経費	目的別分類
しょうひてきけ いひ	消費的経費	経費支出の効果が、当該支出年度又は極めて短期間で終わるものに支出される経費 (人件費、物件費、維持補修費、扶助費 等)	(投資的経 費)
しょうぼうひ	消防費	消防法、消防組織法のほか、災害対策基準法、水防法等 に基づいて支出する経費	目的別分類
じんけんひ	人件費	職員等に対し、勤労の対価・報酬として支払われる経費	性質別分類
じんじざいせ いたいさくさい	臨時財政対策債	地方交付税の交付原資の不足に伴い、地方交付税に代わる地方一般財源として発行可能となった、特例的な地方債	
せいひつべつ ぶんるい	性質別分類	地方公共団体の経費をその経済的性質を基準として分類したもの たもの 地方公共団体の財政の構造上の特色やその良否を判 断するために活用 (人件費、物件費、扶助費、普通建設事業費等)	(目的別分 類)
そうむひ	総務費	地方公共団体の全般的な管理事務に要する経費、本庁舎 管理・戸籍・統計・徴税・選挙・職員の人事等に要する経費 等のほか、上記目的に区分することのできない経費	目的別分類
たんねんど しゅうし	単年度収支	当該年度の決算による実質収支から前年度の実質収支を 差し引いた額 黒字の場合・・・新たな剰余の発生や、過去の赤字の解 消を意味する 赤字の場合・・・過去の剰余の食いつぶしや赤字額の増 加を意味する	

ふりがな	用語	解説	関連用語
ちほうこうふ ぜい	地方交付税	地方公共団体が等し〈その行うべき事務を遂行することができるように、一定の基準により国が交付する税で、普通交付税と特別交付税の2種類に分かれている	(普通交付税) (特別交付税)
ちほうぜい	地方税(町税)	租税のうち、地方公共団体が課税権の主体であるもので、 地方税法の定めるところによって税を課税・徴収することが できる (町民税[個人・法人]、固定資産税、たばこ税等)	
つみたてきん	積立金	特定の目的のために財産を維持し、又は資金を積み立てる ために設けられた基金等に積み立てる経費	性質別分類
とうしおよび しゅっしきん	投資及び出資金	地方公共団体が財産を有利に運用するための手段として 国債・地方債を取得する場合や公益上の必要性等の見地 から会社の株式を取得したり、新たに共同して株主となる場 合等に支出する経費	性質別分類
とうしてきけい ひ	投資的経費	その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等のストックとして将来に残るものに支出される経費 (普通建設事業費、災害復旧事業費)	(消費的経費)
とうしょよさん	当初予算	年度開始前3月議会の議決で定められる翌年度全体の基本的な予算	
と〈ていざい げん	特定財源	財源の使途が特定されている収入 (主に国庫支出金、県支出金、使用料、地方債等で使途が 指定されているもの)	(一般財源)
とくべつかいけい	特別会計	営企業などの特定の事業を行う場合に、特定の歳入(収入)をもって特定の歳出(支出)に充て、一般会計と区別して個別に処理する必要がある場合において設置することができる会計	
とくべつこうふ ぜい	特別交付税	基準財政需要額や基準財政収入額の算定に反映すること のできなかった具体的な事情を考慮して交付されるもの。 普通交付税を交付されない不交付団体にも特別交付税は 交付される	
どぼくひ	土木費	土木関係法令等に基づいて支出する経費(道路、河川、都市計画、公営住宅等)	目的別分類
にんいてきけ いひ	任意的経費	地方公共団体が任意的に支出することができる経費 地方公共団体の意思によって削減できる要素をもつ経費(物件費、維持補修費、普通建設事業費等)	(義務的経費)
のうりんすい さんひ	農林水産業費	農業、林業、水産業のいわゆる第一次産業部門に要する経 費	目的別分類
ばらんずし ー と	バランスシート	一定時点における財政状況を明らかにするために、資産・ 負債・資本の状況を示したもの 企業会計における貸借対象表に相当する	(行政コスト 計算書)
ふじょひ	扶助費	社会保障制度の一環として生活困窮者、身体障害者等に 対してその生活を維持するために支出する経費	性質別分類
ふつうかいけい	普通会計	個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっている 等のため、財政比較や統一的な掌握が困難なことから、地 方財政統計上統一的に用いられる会計区分 他団体との比較が同条件下でできることから、決算分 析に広〈活用されている会計区分である	
ふつうけんせ つじぎょうひ	普通建設事業費	道路、橋、学校、庁舎等公共用又は公用実の新増設等の 建設事業に要する経費(工事請負費、設計委託料、公有財 産購入費等)	性質別分類
ふつうこうふ ぜい	普通交付税	基準財政需要額が基準財政収入額を上まった場合、その 財源不足額が交付される。反対に基準財政収入額が基準 財政需要額を上まった場合は、普通交付税は交付されず、 不交付団体となる	

ふりがな	用語	解説	関連用語
ぶっけんひ	物件費	物財調達のための一切の経費(賃金、旅費、消耗品費、備品購入費、委託料等)	性質別分類
ほじょひなど	補助費等	補助費等の項目とされる支出事項は、支出の目的・根拠・対象等によって多種多様で、人件費や維持補修費のように字句だけでは判断しにくいものも含まれる(報償費、補助金、賠償金、寄付金、補償費等)	性質別分類
ほせいよさん	補正予算	予算の調製後に生じた事由に基づいて既定の予算に「追加」又は「更正」の変更を加えるための予算	
みんせいひ	民生費	住民の一定水準の生活を確保し、安定した文化的な社会生 活を保障するのに必要な経費(障害者等福祉、高齢者福 祉、児童福祉、生活保護等)	目的別分類
も〈てきべつ ぶんるい	目的別分類	地方公共団体の経費をその行政目的によって分類したもの (議会費、民生費、衛生費、土木費、教育費 等)	(性質別分 類)
よびひ	予備費	予算外の支出又は予算超過支出に充てるため、使途を特 定しないで計上する経費	目的別分類
りんじてきけ いひ	臨時的経費	一時的・偶発的な行政需要に対応して支出される経費及び 支出の方法に規則のない経費 (積立金、繰出金、単年・短期間に限って要した経費等)	(経常的経費)
りんじてきしゅ うにゅう	臨時的収入	当該収入が持続的に収入されるものでな〈、一時的・臨時 的に収入されるもの (都市計画税、特別交付税、不動産売払収入等)	(経常的収 入)
るいじだんた い	類似団体	「人口」と「産業構造」の2要素の組み合わせによって各地 方公共団体を分類し、同類型に属した団体のこと 同類型の団体と比較することによって地方公共団体自 らがおかれている財政状況を把握し、今後の財政運営の参 考として活用することができる	